

収支報告書提出時の注意事項

1 御持参いただくもの

(1) 収支報告書

本人控え（コピー等）が必要な場合は、予め御用意の上、御持参ください。

(2) 領収書、振込明細書等の写し

領収書、振込明細書等の写しは、コピー機等により原本を複写したものを提出してください。書き写したものは認められません。

また、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日が記載されている必要があります。（振込明細書に支出の目的、金額及び年月日が記載されている場合には、当該振込明細書は政治資金規正法上の領収書等として提出できます。）

(3) 代表者及び会計責任者の印鑑

収支報告書はインターネットの利用による公表を行っており、印影がそのまま公表されることとなりますので、御留意ください。

2 受付場所等（土・日・祝日を除く。別紙案内図参照）

令和8年1月5日（月）から 令和8年3月24日（火）まで	愛知県庁本庁舎4階（南東角） 選挙管理委員会事務室
令和8年3月25日（水）から 令和8年3月31日（火）まで	愛知県庁本庁舎地下1階（南西） 総務局共用会議室

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで

※ 提出期限間近（3月中旬から下旬）は、長時間お待ちいただくことがあります。また、収支報告書の審査には、時間を要する場合があります。日時に余裕をもって御提出ください。

3 その他の注意事項等

(1) 1件5万円以上の支出について領収書等を徴収し、公表日から3年間保存しなければなりません。

(2) 1件5万円以上の支出（経常経費以外）に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。

※ 資金管理団体として届出されている政治団体にあっては、経常経費（人件費を除く。）に関しても上記義務があります。

(3) **令和6年6月、12月に政治資金規正法が改正されましたので、こちら（https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf）の改正概要資料を確認願います。**



政治資金規正法改正情報や収支報告書作成ソフトが総務省ウェブサイトからダウンロードすることができます。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html

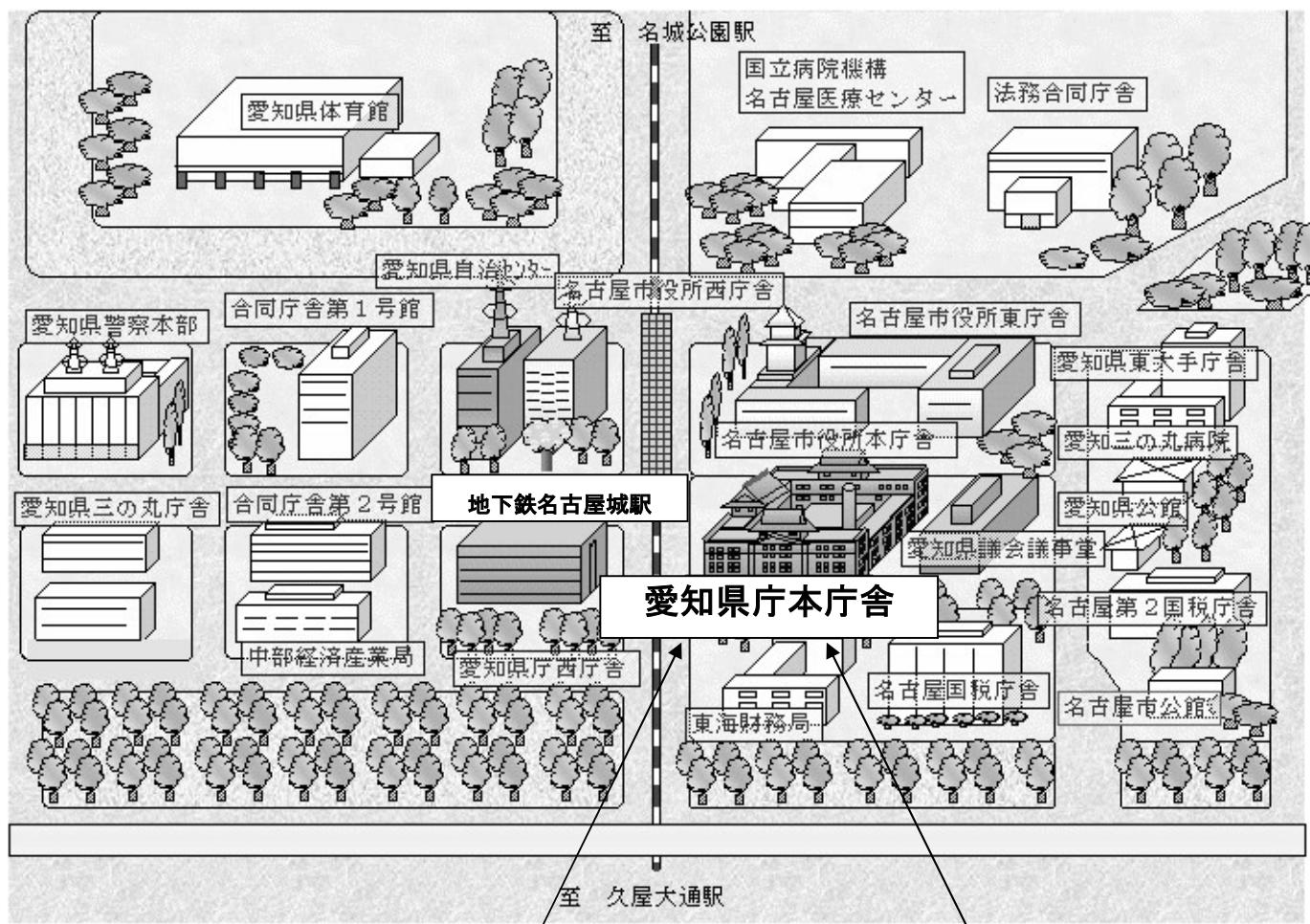


また、各種届出の様式、収支報告書の記載例が愛知県選挙管理委員会ウェブサイトからダウンロードすることができますので、御利用ください。

<https://www.pref.aichi.jp/0000085797.html>



県庁舎のご案内



〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

**愛知県庁本庁舎4階
選挙管理委員会事務室**
令和8年1月5日（月）から
令和8年3月24日（火）まで

**愛知県庁本庁舎地下1階
総務局共用会議室**
令和8年3月25日（水）から
令和8年3月31日（火）まで

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで

交 通

- 地下鉄名城線「名古屋城」駅から徒歩1分

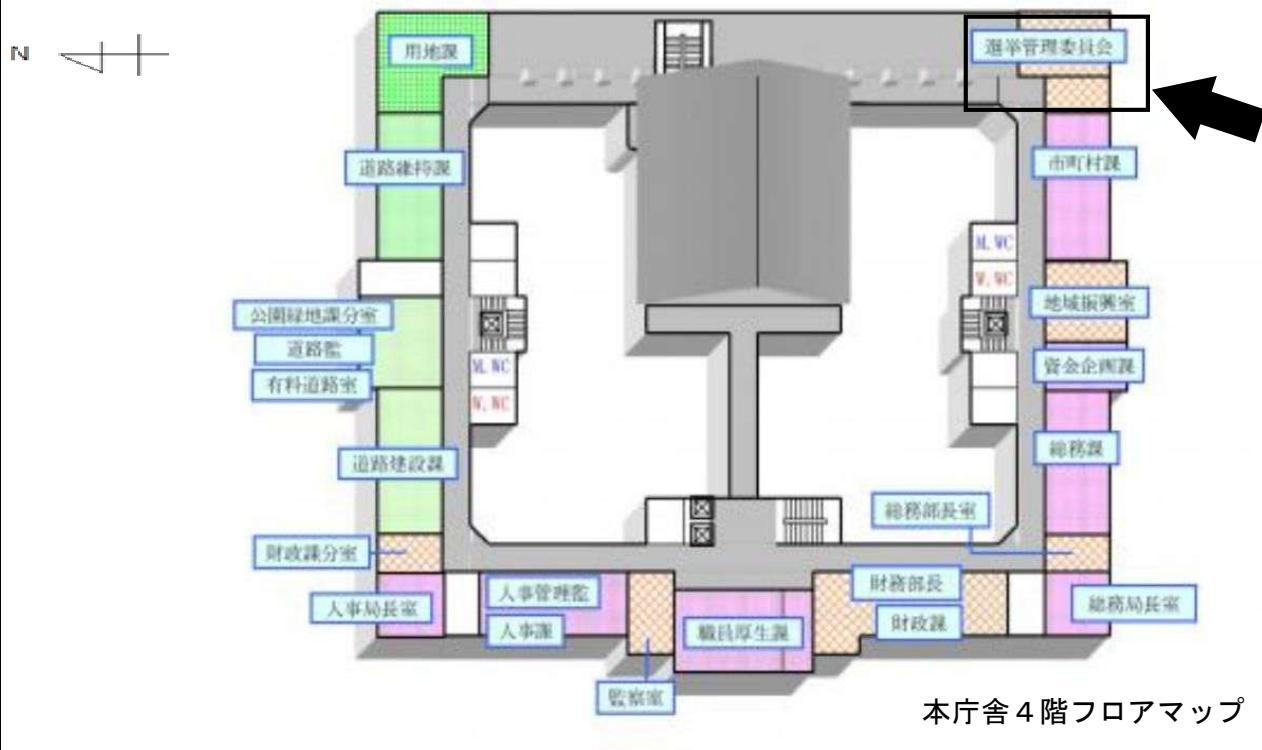
※ 名古屋城駅からは地下連絡通路で繋がっていますので、地上に出ることなく県庁内に入ることができます。

- 名鉄瀬戸線「東大手」駅から徒歩5分
- 基幹バス「市役所」停留所から徒歩3分
- とよやまタウンバス「愛知県庁前」停留所から徒歩1分

收支報告書受付場所

選挙管理委員会事務室 本庁舎4階南東角

令和8年1月5日（月）から
令和8年3月24日（火）まで



総務局共用会議室 本庁舎地下1階南西

令和8年3月25日（水）から
令和8年3月31日（火）まで

